

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する件（案）について

1 改正の背景

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下、「法」という。）第4条第1項において、厚生労働大臣は、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができると規定されている。
- 具体的な基準は、同法の施行規則別表第一に定められているが、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号、平成31年7月1日施行予定）において、工業標準化法が一部改正されたことに伴い、当該基準で引用されている日本工業規格に関連して、必要な用語改正や日本工業規格の番号を修正する改正を行いたい。

2 改正（案）の概要

（1） 別表第一 有機水銀化合物の基準の一部改正について

有機水銀化合物に定められている基準等の概要は以下のとおり。

有害物質	対象家庭用品	基準	備考
有機水銀化合物	(1)繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、 下着、衛生バンド、衛生パンツ、手 袋及びくつした (2)家庭用接着剤 (3)家庭用塗料 (4)家庭用ワックス (5)くつ墨 (6)くつクリーム	フレイムレス原子吸光法のう ち、 ・加熱気化—金アマルガム法 ・ 還元気化法 のいずれかの方法で試験した 際に検出せず（バックグラウン ド値としての1 µg/gを越えては いけない）	昭和50年1 月1日から 施行

このうち、基準に定められている試験方法の一つである還元気化法について、試験法の詳細を規定することを目的として、「K0102の44.1.2のB法」と引用している箇所を、現行の日本工業規格に即して「K0102の66.1.1」と改める。（基準制定当時の日本工業規格と現行の日本工業比較の比較詳細は次ページの表のとおり）

	基準制定当時の日本工業規格	現行の日本工業規格 (規格最終改正:平成 28 年3月 22 日)
日本工業規格の番号等	K0102 の 44.1.2 の B 法	K0102 の 66.1.1
方法	還元気化循環法	還元気化原子吸光法
方法の要点	有機水銀を過マンガン酸カリウムにて湿式灰化 ^① し、生成した水銀イオンを塩化第一すずにより還元する。この溶液に通気して発生する水銀蒸気を測定装置中に循環させ ^② 、吸収セル内に充満した水銀蒸気の波長 253.7 nm における吸光度を原子吸光分析装置 ^③ により測定する。	基準制定当時の規格と原理は同一であり、さらに以下の点を追加することで、精度及び感度が向上しており、科学的に妥当である。 ① 灰化を十分に行って、分析精度を向上させるため過マンガン酸カリウムに加えてペルオキソ二硫酸カリウムも使用 ② 水銀蒸気を吸収セルに入れる方法として、「循環方式」とは別に、現在の水銀分析装置で主流となっている「開放送気方式」も使用可能 ③ 水銀の検出装置として、一般的な原子吸光分析装置とは別に、より高感度分析が可能な水銀専用の原子吸光装置も使用可能

(2) その他

① 別表第一の

- ・ 4, 6—ジクロル—7—2, 4, 5—トリクロルフエノキシ)—2—トリフルオルメチルベンズイミダゾール
- ・ トリス(1—アジリジニル)ホスフィンオキシド
- ・ トリス(2, 3—ジブロムプロピル)ホスフェイト
- ・ ビス(2, 3—ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物
- ・ ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)
- ・ ホルムアルデヒド

の基準中、試験溶液の調製等に使用するガラスろ過器の規格について、「日本工業規格のガラスろ過器(細孔記号G 2)に適合するもの」と規定されているが、現行の日本工業規格(R3503)では、「細孔記号G 2」とは表記せず、「細孔記号2」と表記することとなっているため、そのような表記に改める。

② 工業標準化法の一部改正に伴い、以下の用語改正を行う。

- ・ 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- ・ 「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

3 改正時期

平成 31 年 7 月 1 日(予定) ※不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行日と同日